

## 令和6年度第10回臨時総会 議事録

開催日時	令和7年3月10日（月） 午後2時55分～午後3時12分					
開催場所	たかじょう庁舎6階 大会議室					
出席委員	大崎 恭寿 池澤 誠 植田 俊博 加藤 孝幸 長山 裕美 中島 義幸 大野 哲 森田 浩明 古田 辰雄 中島 正根 久保 壽美男 川澤 一博 中村 富貴 山脇 天臣					
	以上 14名					
欠席委員	石黒 康誠 竹内 佳代 山本 和正 前田 真作 廣瀬 良之 以上 5名					
事務局	宮田事務局長 上田次長 近森再任用主幹 堀内係長 島田主任 北村主任 以上 6名					
議題	議案第1号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について 議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について					
報告事項						
その他						

開　　会	大野会長が議長となり、開会を宣す。(午後2時55分)
議事録署名委員	議長が、中島義幸委員、久保壽美男委員を指名する。
議　　事 議　　長	<p>それでは、お手元に配付いたしました会議次第により議事を進めてまいります。</p> <p>議案第1号、令和7年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明願います。</p>
堀内係長	<p>それでは、議案第1号、令和7年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。左肩に議案第1号と書かれた資料により説明いたしますので、そちらの方をご覧ください。</p> <p>令和4年2月2日付けで発出された、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号）」において、農業委員会は、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することが規定されたため、高知市農業委員会の令和7年度における最適化活動の目標を設定するものです。</p> <p>通知のなかで、農業委員会は最適化活動として、(1) 農地の集積、(2) 遊休農地の解消、(3) 新規参入の促進について成果目標を設定し、また、活動目標として、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標、(2) 活動強化月間の設定目標、(3) 新規参入相談会への参加目標を決定し、ホームページで公表した後、県を通じて国へ報告することとなっております。</p> <p>高知市農業委員会として、3月末までに令和7年度の目標を設定し公表する必要があるため、お手元の案についてご審議いただきたいと思います。</p> <p>まず、1ページの「I 農業委員会の状況」は、農業委員会の現在の体制、統計等を基にした農家・農地等の概要を記載することになっております。</p> <p>令和7年4月1日現在の内容となるため、一部の項目については、臨時総会後に4月1日で確定した数字を記載することになります。</p> <p>2ページからが「II 最適化活動の目標」で、「1 最適化活動の成果目標」として、(1) 農地の集積の①現状及び課題は、令和6年「耕地及び作付面積統計」に基づく管内の農地面積は2,310ha。これまでの集積面積及び集積率については、6年度末の数値が確定したら記載することとしております。</p>

堀内係長	<p>課題として、「農業従事者の高齢化と減少、後継者不足等により耕作者不在の農地が増加傾向にあるなかで、規模拡大を希望する担い手も少ないとことなどから、農地の利用集積が伸び悩んでいる。」としております。</p> <p>なお、農地面積については、※1にするとおり、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入することとなっておりますので、農地台帳上の面積と差が生じております。</p> <p>次に②目標は、高知市農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の最終目標である令和13年度末の集積率58%に向けて、令和7年度末の累計集積面積を864haとし、集積率は37.4%※に設定しております。</p> <p>なお、令和7年度の新規集積面積目標は、6年度末の集積面積を基に算出するため、確定後に記載することとします。</p> <p>また、令和3年3月に公表された、高知県の「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」における「効率的かつ安定的な農業経営をする者に対する農用地面積が地域の農用地面積に占める割合の目標」と同じ目標とすることとされているので、目標年度をおおむね10年後の令和13年度、集積率を県が示した58%としております。</p> <p>次に(2)遊休農地の解消について、①現状及び課題として、直近(令和6年度)の利用状況調査により判明した遊休農地の状況は、1号遊休農地面積が158haで、そのうち草刈り等で直ちに耕作可能となる緑区分の遊休農地が55ha、重機等による耕起が必要な黄区分の遊休農地が103haとなっており、課題は「農業従事者の高齢化と減少により、耕作条件不利地を中心に遊休農地の増加が懸念される。関係機関と連携を図り、発生防止・解消に向けて、農地所有者への働きかけと担い手の確保・育成に努める必要がある。」としております。</p> <p>②目標として、ア 既存遊休農地の解消のうち、a 緑区分の遊休農地の解消目標面積は、※印にるとおり、令和3年度の緑区分の面積54haの5分の1を記入することとされておりますので11haとし、b 黄区分の遊休農地の解消については、方針として「利用意向調査等を基に、関係機関と連携して農地の出し手と受け手の結び付けに取り組むよう工程表を策定する。」としております。</p> <p>また、イ 新規発生遊休農地の解消の目標面積は、令和6年度に新規発生した緑区分の遊休農地面積6haを解消することとしております。</p> <p>次の3ページ目は、(3)新規参入の促進で、①現状及び課題としては、令和3年度か</p>
------	--

堀内係長	<p>ら令和5年度までの3年間の新規参入者の状況は記載のとおりで、課題は「農業従事者の高齢化が進む中、地域における担い手不足が深刻な課題となっており、関係機関と連携し、新規就農者が安定的な農業経営を行えるよう支援することで、将来の担い手を確保・育成する必要がある。」としております。</p> <p>②目標としては、※2にみるとおり、令和3年度から5年度までの3年間の権利移動面積の平均71haの1割以上である7.5haを、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積としております。</p> <p>次に「2 最適化活動の活動目標」の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、前年度と同様に、1人当たり1か月7日を設定しております。</p> <p>(2)活動強化月間の設定目標は、移動農業委員会を開催する5月・6月と、時期は未定ですが、仮に9月として高知市農協青壯年部との意見交換会の計3回としております。</p> <p>(3)新規参入相談会への参加目標は、高知市農林水産部等が主催する相談会へ、委員1名以上が1回参加することとしております。</p> <p>なお、目標等の設定にあたり、高知県農業会議及び高知県へ報告し、適切な目標が設定されているか確認を受ける必要があり、その際に修正等の指示があった場合には、会長に確認したうえで修正させていただきたいと考えておりますので、その点についてもご承認いただきたいと思います。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件についてご意見、ご質問はございませんか。
中島正根委員	2ページに集積率58%とありますが、この集積率というのは、認定農業者や地域計画での担い手などの中心経営体が占める割合でしょうか。
堀内係長	担い手と言われる認定農業者、認定新規就農者、地域計画の中心経営体や集落営農組織に集積する面積となっております。
中島正根委員	集積率は、もっと高いように思いますが、現状はこれ位のものでしょうか。
堀内係長	現状では58%には全然達しておりませんが、58%という数値は最適化の指針の目標

	堀内係長	数値です。
		この数値が何故出てきたかというと、県の農業経営基盤強化促進に関する基本方針の中で、令和13年度末の県の目標が58%と規定されており、この指針の策定並びに最適化の目標設定をする時には、県の目標数値と合わせるように国の方から指示がきておりますので、県の数値に合わせた58%としております。
	中島正根委員	現状は何%でしょうか。
	堀内係長	現状は31.3%となっております。
	議長	他に何かございませんか。 ないようですので、本件は原案どおり承認してよろしいでしょうか。
	委員	— 異議なし —
	議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、原案どおり承認することといたします。 続きまして、議案第2号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、事務局より説明願います。
	北村主任	それでは、議案第2号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、ご説明いたします。 相続税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等について、相続税の申告期限の翌日から20年を経過することに伴い、適用を受けた農地等の利用状況について、税務署から、1件の照会がありました。 議案第2号と記載しております資料の1ページをご覧ください。
		案件1は、被相続人が平成16年7月に亡くなられたことにより、相続人が、長浜地区の計12筆、11,268.10m <sup>2</sup> の農地を相続したのち、営農を継続し20年が経過するものです。
		4番から9番の土地につきましては、分筆され登記面積も変更となっております。以

北村主任	<p>上1件です。</p> <p>この案件につきまして、相続人同行のうえ、地元の推進委員と現地調査を行い、いずれも農地として使用されていることを確認しております。特例の適用を受けた農地等の所在地番、利用状況の詳細については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>税務署に、この内容で報告したいので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件についてご意見、ご質問等はございませんか
委員	— 意見・質問なし —
議長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、原案どおり承認することいたします。
	以上で、本日予定しておりました議題は全て終了しました。その他に、委員の皆さんから何かご意見等はありませんか。
委員	— 意見なし —
議長	事務局から、何か連絡事項はありませんか。
事務局	— 連絡事項なし —
議長	以上をもちまして、令和6年度第10回臨時総会を閉会いたします。
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時12分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 4 月 7 日

議長 大野哲

議事録署名委員 中島義幸

議事録署名委員 久保 審美男

議事録作成者 近森象太